

虐待防止委員会

運用指針

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

虐待防止委員会 運用指針

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全および人権を守ることを目的とし、適正な支援が実施される体制を整備するとともに、利用者の自立および社会参加を妨げることのないよう虐待の未然防止、早期発見および再発防止に取り組むものとする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員会の委員は次のとおりとする。

- 1 委員長は虐待防止責任者とする。
- 2 委員は各事業所の管理者または管理者が指名する職員とし、別表に定める。
- 3 必要に応じて、第三者委員その他外部の専門職等を委員として加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- 1 委員会は原則として年1回以上開催する。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、臨時に開催する。
 - (1) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合
 - (2) 虐待防止に関する重要な課題が生じた場合
 - (3) 委員長が必要と認めた場合
- 3 委員会は委員長が招集し、議長を務める。

(委員会の実施事項)

第4条 委員会は次の事項について検討および実施する。

- 1 虐待の定義および分類について職員へ周知し、必要に応じて見直しを行う。
- 2 虐待早期発見チェックリスト等を活用し、支援状況の確認および点検を行う。
- 3 チェックリストやヒヤリハット事例等を分析し、虐待のリスクの把握および予防策の検討を行う。
- 4 虐待または虐待の疑いがある事案が確認された場合は、虐待防止責任者へ報告し必要な対応を検討する。
- 5 虐待防止に関する職員研修を定期的実施する。
- 6 事故、ヒヤリハット、不適切支援等について、虐待につながる可能性がある場合は、必要に応じて本委員会で検討する。
- 7 法令、制度または法人の運営体制に変更があった場合は、規程やマニュアルの見直しを行う。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- 1 虐待が発生しない環境を整備するため、職員の人権意識の向上および虐待防止に関する知識の普及を図る。
- 2 利用者の支援場面において、虐待または虐待につながる不適切な支援が行われていないか確認し、必要に応じて職員へ改善の指導および助言を行う。
- 3 虐待の疑いのある事案や支援上の課題が確認された場合は、関係委員会と連携し、必要な対応および再発防止策を検討する。
- 4 虐待防止に関する取組について、法人全体で継続的な改善を図る。

附則 この指針は

平成28年 4月 1日から実施する。

令和 2年 4月 1日改訂

令和 6年 3月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂

虐待の分類

1 身体的虐待

暴力的行為などで身体にアザ・痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

(具体例)

- ・ 殴る、蹴る、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる。
- ・ 無理やり飲食の強要や口に押し込む。
- ・ 利用者の食事やおやつを与えず職員が食べてしまう。
- ・ 罰としての減食。
- ・ 押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす。
- ・ 引きずる、衣服をつかんで強制する。
- ・ 首根っこをつかむ、頭を押さえつける。
- ・ 自傷、他傷行為の放置。
- ・ 居室等に長時間閉じ込める。
- ・ 居室に長時間入れず寝かせないような行為。
- ・ 施設からの閉め出し。
- ・ ホース等で水をかける。
- ・ 傷等の治療の放置。
- ・ 服薬の放置。
- ・ 部屋の暖房や冷房を止める。
- ・ ベッド等に縛り付けるなどの身体拘束、意図的に薬（精神薬等）を過剰に服用させたりして抑制する等。

2 心理的虐待

脅かしや強迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

(具体例)

- ・ 排泄の失敗等を嘲笑したりそれを他者に話すなど利用者に恥をかかせる。
- ・ 怒鳴る、脅かし、ののしる、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口をいう。
(「バカ」「アホ」「死ね」「まぬけ」「役立たず」「のろま」等)
- ・ 侮辱をこめて幼児のように扱う。
- ・ 差別的に扱う。
- ・ 利用者の差別的な物まね。
- ・ 利用者が話しかけているのを意図的に無視する。
- ・ 利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す等。

3 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(具体例)

- ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身等を裸にして放置する。
- ・ キス、性器への接触等の強要・教唆（そそのかしたり、けしかけたりすること）。
- ・ 性器や性交を見せる。
- ・ 性的暴行。
- ・ ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する等。

4 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(具体例)

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない使わせない。
- ・ 本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること。
- ・ 本人の財産等を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する等。

5 支援・介護の放棄・放任・放置

意図的であるか結果的であるかを問わず、支援や介助を職員がそのサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や利用者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

(具体例)

- ・ 入浴させず異臭がする。
- ・ 入浴時に洗体洗髪を行わない。
- ・ 衣服の交換をさせない。
- ・ 失禁、便失禁等の処理をせず放置する。
- ・ 髪が伸び放題、皮膚が著しく汚れている。
- ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・ 室内にゴミを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・ 利用者本人が必要とする支援、介助、医療サービスを相応の理由なく制限したり使わない。
- ・ 疾患等により食事制限等が必要な利用者に対し制限を設けず飲食させ続ける等。

虐待早期発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

これらは飽く迄例示であるので、これ以外にも様々な「サイン」があることを認識しておいて下さい。

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	でん部や手のひら、背中などにやけどの傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。
	一定の職員に対し、避けたり、怯えるなどの表情等がみられる。
	失禁、便失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情・行動が落ちつかず多動となった。
	日課等の参加を拒否し居室から出ようとしない。
	衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	食欲の変化、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	掻きむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えや状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がみられる。
	家への電話の要求が極端に増えたり保護者の面会や外泊要求が強くなる。
	頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。
	利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。
	表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状がみられる。

【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	こう門や女性器に説明のつかない出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみがあるなど普段と違った訴えがある。
	「胸をさわられた」「裸にされた」等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
	一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
	男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
	預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われるとき。
	預かり金の残高が合わない事が多い職員。
	ジュース購入日にジュースを飲んでいないといった訴えがある。

【支援・介護の放棄・放任のサイン】

チェック欄	サイン例
	居室が極端に非衛生的、あるいは異臭が酷い。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い。
	病院薬等を服薬しているにも関わらず、検査データが改善せず、悪化している。
	利用者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

【支援者の態度にみられるサイン】

チェック欄	サイン例
	利用者に対し暴言を吐く。
	利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。
	利用者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が身につかない。
	利用者に対し過度に乱暴な口の利き方をする。
	利用者のプロフィールに関し覚えていない。
	利用者に対し横暴な態度がみられる。
	直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。
	上司や家族との接触を避けていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修等を私用で休むことが多い。(不参加)
	他の職員と交わらず1人でいることが多い。
	常に周囲を気にしているような素振りが多い。
	ケース記録等に不備が多い。
	報告・連絡が粗雑であったり、行わない。